

## 建設リサイクル法 罰則一覧

罰則の対象		根拠条文	罰則（～以下）	罰則条文
分別解体等の実施	対象建設工事の届出	法第10条第1項	20万円	法第51条第1号
	対象建設工事の変更の届出	法第10条第2項	20万円	法第51条第1号
	対象建設工事の届出等に係る変更命令	法第10条第2項	30万円	法第50条第1号
	分別解体等実施義務の実施命令	法第15条	50万円	法第49条
再資源化の実施	発注者への報告の記録	法第18条第1項	10万円	法第53条第1号
	再資源化等実施義務の実施命令	法第20条	50万円	法第49条
解体工事業	登録	法第21条第1項	懲役1年、50万円	法第48条 第1号・第2号
	登録変更	法第21条第2項	懲役1年、50万円	
	変更の届出	法第25条第1項	30万円	法第50条第2号
	廃業等の届出	法第27条第1項	10万円	法第53条第2号
	登録の取消し等の場合における通知	法第29条第1項	20万円	法第51条第2号
	技術管理者の設置	法第31条	20万円	法第51条第3号
	標識の掲示	法第33条	10万円	法第53条第3号
	帳簿	法第34条	10万円	法第53条第4号
	事業停止命令	法第35条第1項	懲役1年、50万円	法第48条第3号
	報告徴収	法第37条第1項	20万円	法第51条第4号
	立入検査	法第37条第1項	20万円	法第51条第5号
雑則	報告徴収	法第42条	20万円	法第51条第4号
	立入検査	法第43条第1項	20万円	法第51条第6号